

令和8年度 学童保育所入所の案内

串本町では、保護者等が仕事などの理由により、放課後、帰宅しても保護者が家庭にいない小学校在籍児童の保育を行い、放課後における児童の安全の確保および健全育成を図る場所として学童保育所を設置しています。

■対象者

町内に住所を有し、小学校に通学する児童で、保護者が就労のため、放課後保育に欠け、他に保護者に代わる者がいない児童

※6年生まで受け入れることが可能ですが、定員を超える入所申し込みがあった場合などは、低学年を優先とします。

■開所日

日曜日、祝日及び国民の休日、お盆・年末年始を除く毎日

※台風など、気象状況などによっては、開所日であっても開所する場合があります。

■開所時間

区分	開所時間	閉所時間
平日	放課後から	19時00分まで
うち学校休日	8時から	19時00分まで
土曜日	8時から	19時00分まで

※詳細につきましては、各学童保育所までお問い合わせ下さい。

■受付場所

串本町役場こども未来課または各学童保育所

■申込みに必要な書類

- ① 学童保育所入所申込書
- ② 父・母の就労証明書
- ③ 通所経路図
- ④ 源泉徴収票（令和7年分）

※自営業の方は、後日、確定申告書(写し)の提出をお願いします。

■利用料金

月額 4,000 円（2人目は月額 2,000 円）

※保育料は、学童保育所で徴収します。

※生活保護世帯、町県民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯は全額免除。3人目以降全額免除（同学童へ兄弟が入所している場合）

※保育料を正当な理由無く3ヶ月以上滞納されますと、退所していただくことになります。

■保育期間

学童保育所の入所期間は、年度末までの1年間となっています。次年度も継続して入所を希望する場合は、新たに手続きをとっていただく必要があります。

※夏休みなどの長期休暇中のみの入所受付は行っておりません。希望する場合は、こども未来課までご相談ください。

■退所する場合

都合により学童保育所を退所する場合は、速やかに「退所届出書」を学童保育所またはこども未来課まで提出してください。

注意事項

- ★ 休所が全月に及び場合についても、その月の学童保育料を徴収いたします。
- ★ 児童が病気や特別な事情などのやむを得ない理由により、長期にわたって休む場合は、速やかに学童保育所またはこども未来課に連絡のうえ、所定の手続きをお願いします。
- ★ 勤務状況や家族構成などが変わった場合は、速やかに学童保育所またはこども未来課までご連絡ください。
- ★ 各施設には定員がございますので、入所状況によってはお申し込みいただいても入所できない場合があります。

【学童保育所】

施設名 (電話番号)	定員	小学校名
串本学童保育所 090-8799-6466	80名	串本・串本西・ 橋杭・大島小学校
古座学童保育所 72-0299	40名	古座・西向・田原 小学校
潮岬学童保育所 080-1508-6518	60名	潮岬・出雲小学校

問い合わせ先

串本町役場 こども未来課
電話：0735-67-7027